

○都留市通学路安全推進協議会設置要綱

(平成 26 年 8 月 1 日都留市教育委員会告示第 9 号)

(設置)

第 1 条 この要綱は、「通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（文部科学省、国土交通省、警察庁通知。）に基づき、市内の通学路について、児童及び生徒がより安心して通学が行えるよう、通学路の安全対策を推進するため、都留市通学路安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者で組織し、委員は都留市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
- (2) 山梨県富士東部建設事務所
- (3) 大月警察署交通課
- (4) 都留市校長会
- (5) 都留市教頭会
- (6) 都留市教育会
- (7) 都留市 PTA 連合会
- (8) 都留市市民・厚生部市民生活課
- (9) 都留市産業・建設部基盤整備課
- (10) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、都留市校長会の代表者が務め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、都留市PTA連合会の代表者が務め、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の委員報酬は支給しない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育委員会が召集する。